

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者
及び指定障害児入所施設等の事故報告取扱い要領

(趣旨)

第1 この要領は、次の規定に基づき、神奈川県及び関係市町村に対して行う事故報告の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

- (1) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年神奈川県条例第7号)
- (2) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年神奈川県条例第8号)
- (3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年3月13日厚生労働省令第29条)

(事故報告が必要な事業者及び施設)

第2 報告が必要な事業者及び施設は、以下のとおりとする。

- (1) 県所管域に所在する指定障害児通所支援事業者*及び指定障害児入所施設、並びに県内に所在する指定障害児相談支援事業者
- (2) 指定都市、中核市が指定した指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設のうち、当該市が県への報告を必要と認めた事業者（(1)、(2)を合わせて以下「対象事業者等」という）

* 児童発達支援（児童発達支援センターを含む）、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（共生型がある事業種別については、共生型を含む）

(報告の対象となる事故の種類)

第3 報告の対象となる事故の種類は以下のとおりとする。

- (1) 死亡
- (2) 骨折
- (3) 誤嚥
- (4) 食中毒
- (5) 感染症（必要に応じ保健所等へも連絡）
インフルエンザについては集団感染した場合（休業等伴う場合）に報告。
ただし、これとは別に保健所等への報告義務等については、適切に対応する。
- (6) 所在不明
- (7) 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- (8) その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故

(事故報告書の提出先)

第4 第3に該当する事故が発生した場合、対象事業者等は、速やかに当該利用者家族に報告するとともに、次の機関に電話にて第一報を入れた上、事故報告書（様式1）により報告を行うこととする。

- (1) 対象事業者等（指定障害児入所施設を除く）

ア 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 事業支援グループ
〒231-8588
横浜市中区日本大通 1 電話 045-210-4736
イ 対象児童の給付決定市町村

(2)指定障害児入所施設

ア 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 事業支援グループ
〒231-8588
横浜市中区日本大通 1 電話 045-210-4736
イ 対象児童の給付決定児童相談所
ウ 当該施設が所在する地域を所管する児童相談所
エ 他都道府県及び県外の指定都市、中核市又は児童相談所設置市の給付決定により入所している児童は当該都道府県市において定められた報告先

(事故報告の消費者庁及び厚生労働省への通知)

第5 第4により県障害福祉課に提出された事故報告書のうち、「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（平成27年5月29日付け消費者庁及び厚生労働省関係6課連名通知）」に該当し、かつ県が所管する事業所及び施設において発生した事故は、県障害福祉課から消費者庁及び厚生労働省の関係課に通知することとする。上記による通知後、対象事業者等に対し、消費者庁及び厚生労働省より連絡が入った場合、対象事業者等はその連絡に誠実に対応することとする。

附則

この要領は平成26年4月1日より適用する。

附則

この要領は平成28年4月1日より適用する。

附則

この要領は平成29年4月1日より適用する。

附則

この要領は平成30年4月1日より適用する。